

観光拠点施設整備事業業務委託 仕様書

1. コンセプト

内装改修工事に伴い、まちゆいを「東美濃地域全体」の観光拠点施設とし、東美濃地域の観光情報の発信や、魅力的な商品を販売することにより、東美濃地域へのさらなる観光誘客につなげる施設とする。

- ・ 30代後半の家族をターゲットとして集客する。
- ・ 道の駅にはないワンランク上のギフトショップを目指す。
- ・ 「東美濃 知新」をテーマとし、東美濃の新しいこと“初めて”を知ることができる施設を目指す。

また、下記コーナーを設け、魅力を伝え集客に繋げる。

- ・ グルメコーナー：SNSにあげたくなる。求められる、リピートされる商品
- ・ 6市1町コーナー：特色を出したワンランク上のギフト選出
- ・ 地酒コーナー：日本酒の演出、展示販売。
- ・ 美濃焼コーナー：ここでしか見れない、買えない商品、世界にも発信している作品の展示

2. 工事場所

テラスゲート土岐内「まちゆい」：土岐市土岐ヶ丘 4-5-3 地内

※施工区域については、別紙参照。

3. 履行期間

契約締結の日から令和3年9月15日まで

4. 施設概要

- (1) 施設名：まちゆい
- (2) 構造：鉄骨造
- (3) 階数：1階
- (4) 延床面積：1,180㎡
- (5) 建築年：2015年

5. 業務の内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策とするため、密とならない空間をデザインし内装改修工事を実施すること。
- ・ 構造上、支障のない壁については、発注者と協議のうえ撤去すること。

- ・ 東美濃地域の観光情報の発信や、魅力的な商品を販売することにより、東美濃地域へのさらなる観光誘客につなげる観光拠点施設をデザインすること。
- ・ 内装改修工事の施工図等必要な資料（図面等）を作成すること。
- ・ 受注後、速やかに仮設計画図を作成すること。
- ・ 店舗内装改修工事に関し、電気設備、機械設備等必要な工事を行うこと。
- ・ 積算根拠がわかる書類を作成すること。
- ・ 概略工程表を作成すること。
- ・ リニューアルオープンに向けた各種諸官庁（消防署、保健所等）への協議・申請に関する指導・助言を行うこと。

6. 業務実施における注意事項

(1) 一般事項

- ・ 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- ・ 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で進めること。
- ・ 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(2) 打合せ及び議事録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出すること。

- ①業務着手時
- ②発注者又は受注者が必要と認めたとき

7. 工事における注意事項

- ・ 工事中、工事のため破損した既設建物・側溝・道路・法面等は工事完了までに受注者の責において原形復旧すること。
- ・ 本工事に使用する製品・部品・材料は、カタログ、見本品、カラー見本等を提出し発注者の承認を得て施工すること。
- ・ 仮設計画は以下の点に留意し作成すること。
 - ①トイレを使用できる状態とすること。
 - ②「パンの店 カッター」南側と「蕎麦 岐水」西側を施設利用者の動線とするため、「パンの店 カッター」及び「蕎麦 岐水」と施設利用者動線を仕切る仮囲いと、トイレ及びセミナールームへ出入りできる通路を確保すること。
- ・ 施設利用者への安全に配慮すること。

8. 業務上の配慮事項

下記事項に配慮するものとする。

- ①関係法令の規定、本仕様書を遵守すること。
- ②内装改修コストの低減を目指すほか、完了後の維持管理費等のコスト削減に留意すること。
- ③設計にあたっては、同一施設内の他店舗への影響が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。また予想される事項については発注者と協議を行うこと。
- ④業務に関し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議の上、その指示に従い履行すること。
- ⑤特殊な工法、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめ発注者と協議を行うこと。
- ⑥建築確認申請が必要な場合において、確認申請等の手数料については、東濃建築事務所に申請を行った場合の手数料相当額のみ土岐市観光協会が負担するものとする。

9. 提出物

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 事業費内訳書（設計、工事、備品、施工監理など）
- (4) 設計図書（電気設備・機械設備等）…原図 A3 版：1 部
- (5) 工事費内訳書（電気設備・機械設備等）※数量等を明記すること…1 部
- (6) 概略工程表…1 部
- (7) 仮設計画図…1 部
- (8) 打合せ議事録
- (9) 業務完了届
- (10) その他監督員が指示するもの

※(8) 及び(9)については、業務完了後に提出するもの

10. その他

- (1) 受注者は、発注者と緊密な連絡を図り十分な調整を行い、業務を遂行すること。
なお、協議等の経過は記録すること。
- (2) 明記なき事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従い履行すること。
- (3) 現地での調査は、発注者及び建物管理責任者と協議及び連絡の上実施すること。
- (4) 資料、業務の内容及び結果については、受注者からは公表しないこと。また、当業務以外の目的に利用しないこと。

(5) 補助金及び交付金申請等において関係各庁等から書類等の提出を求められた場合は、資料を作成すること。

(6) 本業務に係る作成資料については、その著作権を含め、すべて土岐市観光協会に帰属するものとする。また、受注者は、作成資料を許可なく他に利用、公表または貸与してはならない。

受注者は、本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意し、やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフト等を使用するときは、あらかじめ発注者と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこととする。もし、これらの手続きを経ずに問題が生じた場合、すべて受注者の責任により解決するものとする。

【参考】

東美濃とは・・・。

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町の6市1町

- ・ 多治見市 <https://www.city.tajimi.lg.jp/>
- ・ 多治見市観光協会 <https://tajimi-pr.jp/>

- ・ 中津川市 <https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/>
- ・ 中津川観光協会 <https://nakatsugawa.town/>

- ・ 瑞浪市 <https://www.city.mizunami.lg.jp/>
- ・ 瑞浪市観光協会 <http://瑞浪.com/>

- ・ 恵那市 <https://www.city.ena.lg.jp/>
- ・ 恵那市観光協会 <https://www.kankou-ena.jp/>

- ・ 土岐市 <https://www.city.toki.lg.jp/>
- ・ 土岐市観光協会 <https://toki-kankou.jp/>

- ・ 可児市 <https://www.city.kani.lg.jp/>
- ・ 可児市観光協会 <https://kani-kankou.jp/>

- ・ 御嵩町 <https://www.town.mitake.lg.jp/>
- ・ 御嵩町観光協会 <http://mitakekanko.fem.jp/>